

経 済 産 業 省

平成22・02・03原院第1号

平成22年2月10日

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 2 3 4 c - 0 9 - 3

「排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて（内規）」の制定について
（通知）

原子力安全・保安院は、「排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて（内規）」（平成22年2月10日付け平成22・02・03原院第1号）を定めたので、別添のとおり通知することとする。

経済産業省

平成22・02・03原院第1号

排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて（内規）を次のように制定する。

平成22年2月10日

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭

排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて（内規）

原子力安全・保安院は、発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途（以下「工場用動力等」という。）にのみ供する場合においては、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを電気工作物として取扱わないものとする。

1. 当該ボイラーの最高使用圧力が2メガパスカル以下であって、最大蒸発量（ボイラーを2個以上設置する場合はその蒸発量の和）が10トン毎時以下であること。
2. 当該ボイラーから蒸気を供給される発電用の蒸気タービンの抽気及び排気の全量を工場用動力等で利用するものであること。
3. 当該ボイラーから発電用の蒸気タービンに供給する蒸気の全量を工場用動力等に蒸気タービンを経ずに利用できる配管を有すること。
4. 当該ボイラーの制御（事故時の制御を含む。）が、専ら工場用動力等への利用の状況に基づき制御されるものであること。

附 則

1. この内規は、平成22年4月1日から施行する。
2. この内規の施行の際、現に電気工作物として使用されているものは、なお従前の例による。
3. 「排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて（内規）」（平成15年3月31日付け平成15・01・21原院第3号）は、廃止する。